

熊本市におけるイベント等の開催に関する基準

【基本方針】

- 本市が主催・共催するイベント（会議等を含む。以下、イベント等とする。）、もしくは市有施設において開催される民間主催のイベント等については、本基準（チェックリスト項目を含む）に規定する感染防止対策を講じた上で開催する（本基準の適用範囲については下図参照）
- 本基準における各種の感染症防止に関する規定は、原則として、国の基本的対処方針等に基づき定めるものとする。従って、国の基本的対処方針等の見直し・変更があった場合は、随時見直しを行う
- 業種ごとに策定されるガイドラインがある場合には、本基準の規定にかかわらず、その規定に沿った感染防止対策を講じることで開催することができるものとする

< 本基準の適用範囲 >

主催者 \ 施設	市	民間
市（共催も含む）	適用	適用
民間	適用	適用外

※ 上記のうち、適用外であっても、本市補助金等の活用や本市が名義後援を行うイベント等については、本基準に沿った適切な感染防止対策を講じるよう要請する

1. イベント等における感染防止対策

- ① イベント等への参加者等の感染が確認された場合に濃厚接触者等の把握を容易にするため、主催者は参加者名簿等で連絡先を把握すること（ただし、接触確認アプリをダウンロードしている場合はこの限りではない）
- ② イベントの規模等に関わらず、入退場時の制限や誘導、待合場所などにおける密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、大声の抑止、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保（2m程度）、選手等と観客の接触防止等の感染防止策を徹底すること。また、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払戻し措置等を規定しておくこと

※ マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率 100%（乳幼児等特別の事情があるものを除く）を担保すること

- ③ イベント等の前後や休憩時間などの交流の場においては、感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、会場における休憩スペースの撤去・使用の制限など、参加者等に対し、こうした場における交流などを極力控えるよう呼びかけること
また、公共交通機関や飲食店等での密集を回避するために、公共交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起し、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進すること
- ④ 感染拡大の傾向が見られる場合や類似イベント等でクラスターが発生した場合、民間主催のイベント等であっても、感染拡大防止対策の徹底、無観客化、施設の閉鎖やイベント等の中止又は延期を要請する場合がある。この点について事前に主催者に対し理解を得ておくこと
- ⑤ ①～④のほか、別添の「イベント等における感染防止対策チェックリスト」に規定する感染防止対策を講じること
- ⑥ プロスポーツ等、全国的な人の移動を伴うイベント等を実施する場合は、出演者等に対して適切な感染予防策（選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛等）を講じるとともに、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を強く要請すること
- ⑦ イベント主催者やイベントが開催される施設の管理者は、イベントの参加者や主催者等に対して、令和２年１１月１２日付け事務連絡^１（以下、事務連絡）の別紙６～８（末尾添付）の記載事項に留意するよう促すこと

2. イベント等の開催制限

イベント等の開催における制限を下記のとおりとする

< イベント等の開催に係る人数上限・収容率の目安 >

※「①人数上限」及び「②収容率要件による人数」のいずれか小さいほうを限度とする

※業種別ガイドラインの見直しを前提に、イベント等の主催者及び施設管理者の双方において、必要な感染防止対策が担保・公表される場合、下表の取扱いとする（それ以外の場合、従来の制限（末尾別表）を目安とする）

※②については、観客間のクラスター等が発生していないことが確認された催物の形態であることを前提とする

^１ 「来年２月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

① 人数上限

時期	人数上限	
2/18～当面 2 月末 まで	収容人数 10,000 人超 → 収容人数の 50%	収容人数 10,000 人以下 → 5,000 人
	「熊本市におけるイベント等の開催に関する基準」が順守できない場合、これまで同様 5,000 人以下 かつ収容率 50%以内 (屋外： 2m程度の間隔) とする	

② 収容率要件による人数

時期		収容率	
		■ <u>大声での歓声・声援等がないことを前提</u> とするもの ■ <u>飲食を伴うものの発声がないもの</u> （事務連絡別紙 2 が担保される場合のみ）	<u>大声での歓声・声援等が想定</u> されるもの
2/18～当面 2 月末まで		100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%以内 （席がない場合は十分な間隔）
イベントの種類	コンサート・演劇・スポーツイベント等 ※参加者の位置が固定 （座席や立ち位置固定）	表外①～③すべてを満たす場合	異なるグループ（又は個人）間では座席を 1 席空けることとしつつ、同一グループ（5 名以内）内では座席等の間隔を空ける必要はない（この場合収容率は 50%を超える場合がある）
	展示会・地域の行事等 ※参加者が自由に移動	■ 収容定員が設定されている場合は <u>100%以内</u> ■ 設定されていない場合は <u>密が発生しない程度の間隔</u> （最低限人と人が接触しない程度の間隔）	■ 収容定員が設定されている場合は <u>50%以内</u> ■ 設定されていない場合は <u>十分な人と人との距離（1 m）</u> を要する
	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等	クラスター対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断 （但し「P. 5、3 ③」の場合は開催可能とする）	

大声での歓声・声援等がないことを前提とする環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用

- ① これまでの当該イベント等の出演者・出演団体等による類似のイベント等の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態が見られないもの（実績がない場合は類似イベントに照らしこれらが想定されないもの）
※この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとする）
- ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われるもの
- ③ 発声する演者と観客との距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの

【具体例】

- ・熊本城ホールのメインホール（収容人数 2,300 人）でクラシックコンサートを行う場合
 - ① 人数制限 = 2,300 人
 - ② 収容率 = 2,300 人 × 100% = 2,300 人
⇒ ① = ② のため、参加者の上限は 2,300 人
- ・熊本城ホールのメインホール（収容人数 2,300 人）でロックコンサートを行う場合
 - ① 人数制限 = 2,300 人
 - ② 収容率 = 2,300 人 × 50%（以内） = 1,150 人
⇒ ① > ② のため、参加者の上限は 1,150 人（以下）

<各種イベント等における大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例>

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	
音楽	クラシック音楽等のコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
公演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等
展示会	各種展示会、商談会、各種ショー
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用	

大声での歓声・声援等が想定されるもの	
音楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等
スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲 等
公営競技	競馬、競輪、競艇、オートレース
公演	キャラクターショー、親子会公演 等
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用	

※例示であり、実際のイベント等がいずれに該当するかについては、個別具体的な判断が必要

※イベント中（休憩時間やイベント前後を含む）の食事については業種別ガイドラインに基づき、感染防止対策を実施

3. 祭り等人数の把握が困難なイベントに係る対応

祭り、花火大会等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと

- ① 地域で行われる盆踊りなど、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者が限られた地区に限定されるなど参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限や参加者名簿の作成は求めないものの、適切な感染防止策を講じる（発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生じる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）とともに、イベント主催者に対し、イベント等の開催前に接触確認アプリ「COCOA」の活用を促すこと
- ② 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、感染状況を踏まえて検討すること
- ③ 全国的・広域的なお祭り等のイベント等について、必要な感染防止策に加え、事務連絡の別紙4における具体的な条件がすべて担保された場合で、入場制限や区域内の行動管理が適切にできるものについて、開催可能とする

4. 熊本県との事前相談について

全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合には、そのイベントの開催要件等について熊本県との事前相談を行うこと

(県への相談は政策企画課から行うため、本市の施設所管課またはイベント実施課は、政策企画課へ事前相談様式を提出すること)

5. イベント等の実施後に感染者が確認された場合

イベント等の実施後において、参加者等の感染が確認された場合に備え、次のとおりの対応を行うこと

- ① 民間主催者に対しては、感染拡大防止のため、イベント等の名称や会場等の公表に協力いただくよう事前に要請しておくこと
- ② 主催者や当該施設管理者は、感染拡大防止のため、保健所等の聞き取りに協力いただくとともに、参加者に対しても同様に協力いただくよう事前に周知すること

6. イベント等に関する感染防止対策チェックリストについて

本基準に添付する「イベント等に関する感染症防止対策チェックリスト」は下記のとおり取り扱うこと

- ① 主催者は、イベント等の開催にあたっては、本基準に加え、チェックリストを用いて感染防止対策が講じられていることを確認すること
- ② 市有施設において、民間主催のイベント等が開催される場合には、主催者から施設管理者に対して、チェックリストを誓約書として提出させること
- ③ 健康観察の期間等を鑑み、チェックリストや参加者名簿等個人情報が記載されるものについての保管期間は2週間とし、その後廃棄すること
- ④ 保管期間及び処分時における個人情報の取り扱いについては十分留意すること

7. その他

- ① イベント開催時の必要な感染防止策：別紙1
- ② 初詣における感染防止対策の留意事項について：別紙5
- ③ 感染リスクが高まる「5つの場面」：別紙9

④ 寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント:別紙 10

※いずれも事務連絡より別紙抜粋

【添付資料】

【R2.11.20改訂、R2.12.1～適用】

(イベント等の開催)

イベント等に関する感染症防止対策チェックリスト

- イベント等を開催する際は、このチェックリストに記載の各項目の実施を徹底いただきますようお願いいたします。
- イベント等の開催前に、対応できる項目に☑を入れ、施設管理者に提出してください。
- 参加者が自由に移動でき、かつ入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベント等については、開催を慎重に検討してください。
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を越えるイベントを開催する場合には、事前に熊本県と相談する必要がありますので、施設管理者にご相談ください。
- なお、リスクレベルや周辺地域での感染状況等によっては、市としてのイベント等の開催・中止を判断することがありますので、あらかじめご了承ください。

イベント等名称：

開催日：

会場：

主催者名：

担当者：

連絡先：

私は、上記イベントの開催にあたり、本チェックリストに記載の各項目を順守するとともに、業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染症防止対策を徹底いたします。

住 所

氏名または名称

代表者の氏名

項目	確認事項	チェック
▶開催前		
事前周知	イベント等の中で感染者が発生した場合に備え、参加者に対し、保健所の聞き取りに協力する同意を得ること。	□
	濃厚接触者となった場合は、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性があることをあらかじめ参加者に周知すること。	□
	具合の悪い方の参加は認めないことをあらかじめ参加者に周知すること。	□
	イベント参加者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。 (例、アプリのQRコードを入口に掲示する 等)	□
	イベント等の前後において、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するため、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起すること。	□
入場制限	入場を断った際の払い戻し措置を規定しておくこと。	□
人数制限	別紙「イベント等の開催に係る人数上限・収容率の目安」における、制限の範囲内であること。	□

項目		確認事項	チェック
▶会場の環境			
密閉	換気の実施	【屋内のみ】 入口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど、定期的に換気を行うこと。 ※こまめにエアコン温度を調整し室内温度を確認するなど熱中症予防についても注意すること ※寒冷な場面においても換気を実施すること（別紙10参照）	□
密集	対人距離	イベントの態様に応じた適切な距離を確保すること ※別紙「イベント等の開催に係る人数上限・収容率の目安」参照 ※同一の観客グループ（5名以内）は座席を空ける必要はない	□
		入退場時、待合場所等の密集を回避すること。（例、時間差での入退場 等）	□
密接	入場制限	入場人数や滞在時間を制限すること。	□
	対人距離	入退出時や集合場所等における十分な間隔を確保すること。	□
手洗い・消毒		会場の入口等に消毒設備を設置すること。 また、参加者へ十分な手洗いを徹底するよう案内すること。	□
		主に参加者の手が触れる場所を定期的に消毒すること。	□
▶開催時の対応			
発熱等の対応		入場時等に検温を実施し、発熱がある者は参加を認めないこと	□
		その他、風邪や味覚障害等の症状の有無を確認し、具合の悪い方には、参加を認めないこと。	□
マスクの着用等		マスクの着用やこまめな手洗い、咳エチケットを徹底すること。 また、マスクを着用していない者がいた場合、個別に注意等ができること。 （マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布する。但し乳幼児等特別の事情がある場合を除く） ※マスク着用については、熱中症予防についても注意すること。	□
音響調整		大声での会話が行われないよう、BGMや機械の効果音等を最小限に調整すること。	□
大声を出さないことの担保		大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができること。 ※隣席の者との日常会話程度は可（マスク着用が前提） ※演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）	□
演者・観客間の接触		演者・選手等と観客が接触しないよう確実な措置を講じること。	□
共有物の管理		共有して使用した物の適正な管理（廃棄や洗濯、消毒の徹底等）を実施すること。	□
廃棄物の処理		ゴミ箱等を設置した場合、鼻水、唾液などがついたごみはビニール袋に入れて密閉する。また、回収時にはマスクや手袋を着用する。	□
人員配置		「三つの密」の回避等、感染防止の対応に人員の配置が必要な場合、人員を確保し適切に配置すること。	□
飲食の制限		休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底をすること。 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限すること。 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をすること。	□
連絡先把握		可能な限り事前予約制とし、事前予約時または入場時に、利用者の連絡先を把握すること（個人情報の取扱いに十分注意） ※接触確認アプリを活用する場合には不要	□

※ チェックリストの対応ができない場合、代替措置を講じ、施設管理者と協議、了解を取ること。